

# 市庁舎増築棟整備事業 本庁機能の集約へ

令和4年度一般会計補正予算 2億2,590万円



市庁舎増築棟整備の設計等に係る予算2億2,590万円を追加する令和4年度一般会計補正予算第1号が、4月27日の市議会4月臨時会で修正可決・成立しました。

さらなる市民の利便性、行政運営の効率化へ向け本庁機能を集約  
令和6年度末の整備完了を想定

市はこれまで、分庁舎方式による本庁機能の分散や市役所各庁舎の建物・設備の老朽化への対応など、庁舎のあり方を議論する中で、本庁機能を集約し、さらなる市民の利便性と行政運営の効率化のため、庁舎増築棟整備基本計画の検討を重ねてきました。

この計画に基づく設計予算（令和4年度一般会計補正予算第1号）が、4月27日の市議会臨時会で修正可決・成立したことを受け、本計画における基本的な考え方や留意点などを説明していきます。

## \*経緯

市は当初、3月11日に開催された市議会3月定例会に市庁舎増築棟整備基本計画に基づく4階建て約6500平方メートルの庁舎増築棟整備を含む概算総事業費53億7000万円とする令和4年度一般会計補正予算案2億6870万円を提案。しかし、規模が大きすぎるなどの理由により、4月12日に開催さ

れた市議会予算決算常任委員会では否決されました。

市は、議会の審議結果を重く受け止め当初案を撤回の上、庁舎増築棟を3階建て約5000平方メートルに計画変更をし、概算事業費44億5000万円とする令和4年度一般会計補正予算案2億4400万円を、4月21日に開催された市議会4月臨時会に再提案していました。

その後、4月27日に開催された4月臨時会において、議会から庁舎増築棟の規模を3階建て約3500平方メートル（4000平方メートル程度）とする修正案が提出され、賛成多数で可決されたものです。

平成16年の6町合併・新市誕生以降、特に平成27年の新市建設計画変更以来の庁舎整備を巡る課題が重要な節目を迎え、庁舎の集約化が前進することとなります。



## 庁舎増築棟整備の基本的な考え方



現庁舎の課題解決や世界的潮流等を踏まえ、庁舎増築棟整備を進めていく上で、基本的な考え方となる基本理念と基本方針を次の通り定め、円滑な事業推進を図ります。

なお、設計及び施工の段階などにおいて、特に次代を担う若者をはじめとした市民等に参加、参画いただく機会を設けるなど、基本理念及び基本方針を共有しながら庁舎増築棟整備を進めます。

### 基本理念

幸福を中心軸に未来への活力を創造する京丹後のまちづくり拠点

### 基本方針



人が輝き歴史と文化を育む愛着あふれる庁舎



災害に強く安心安全な庁舎



わかりやすく使いやすい庁舎



まち、自然、環境に調和した庁舎



機能的で合理的な庁舎

これまでの経緯

2004年  
(平成16)

6町が合併、京丹後市が誕生。市役所の位置は旧峰山町の庁舎に、旧5町の庁舎は支所（市民局）に位置付け、本庁機能を各庁舎に分散する「分庁方式」を採用。



「分庁舎方式」の今後のあり方について、まちづくり委員会等から本庁機能の集約化について意見が出る。



2015年  
(平成27)

「京丹後市役所本庁機能集約化基本方針」策定。これに基づき、庁舎整備・庁舎再配置といった本庁機能の集約化について検討が重ねられる。

2020年  
(令和2)

新たに条例設置した「京丹後市庁舎整備検討委員会」において、庁舎整備（A案）・庁舎再配置（B案）の検討と評価をさまざまな観点から審議、庁舎整備（A案）を優位とする答申が出される。

2021年  
(令和3)

答申を踏まえ「まちづくりグランドデザイン推進事業」として、都市拠点等のあり方や網野庁舎跡地活用構想とともに、庁舎増築棟整備に向けた基本計画の検討に着手。同計画のパブリックコメントを実施。

本庁機能集約化基本方針とは

平成27年3月策定の、京丹後市役所本庁機能集約化基本方針では、「現在、京丹後市役所の位置として定められている峰山庁舎及びその周辺（以下、「峰山庁舎近辺」という。）を必要最小限の費用で整備することにより、大宮庁舎、網野庁舎及び丹後庁舎に存置する本庁機能をできる限り峰山庁舎近辺に集約化する」としています。また「すべての本庁機能を峰山庁舎近辺に集約化することが経費的若しくは物理的な見地から勘案して不利若しくは困難な場合又は他の建物を利用するほうが有利な場合は、建築経過年数が少ない大宮庁舎をできる限り当該他の建物として利活用する。この場合において、市長部局の本庁機能は、できる限り峰山庁舎近辺に集約化する。」と定めています。

この経過等を踏まえ、同年9月には、新市建設計画における新市の庁舎整備について『当分の間分庁舎方式とし、峰山町、大宮町、網野町の庁舎を活用する』から『市民の利便性及び行政運営の効率化を図るため、峰山町及び大宮町の庁舎に本庁機能を集約化し整備する』とする一部変更が議会議決されました。

なぜ今、庁舎の増築棟整備が必要なのか

有利な財源活用と将来への負担軽減

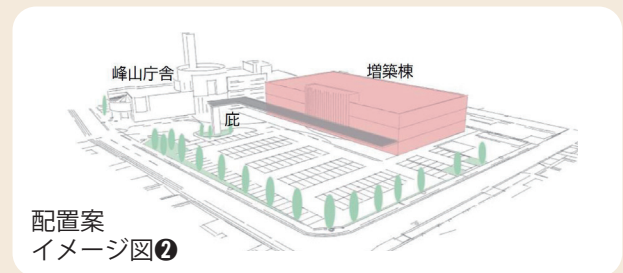
増築棟整備の必要性について、市民の利便性・行政運営の効率化などの観点はもちろんですが、現在、既存庁舎の一部施設について老朽化や耐用年数等が課題となっており、財政負担を極力軽減するため、期限が間近に迫っている合併特例債を有効活用し、整備を進めるものです。

もし、既存庁舎を現状のまま使用しても、複数の庁舎は改修または建て替えが中期的に必要となり、費用負担の比較では、既存庁舎の継続的使用よりも、今回合併特例債を活用し増築棟整備や既存庁舎の改修を行う方が、基本的により低負担で済み、今回着手する方が有利と見込まれるためです。



増築棟の整備場所について

増築棟は、地上3階建てで峰山庁舎前駐車場敷地（防災倉庫のある場所）に建設を予定しています。



5月9日、市長公室政策企画課内に都市・地域拠点整備推進室を設置

市長公室 政策企画課 都市・地域拠点整備推進室  
室長 井上 浩一 / 主事 楊川 優太